



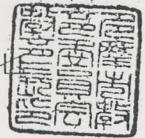
多摩市教育委員会告示第2号

多摩市立図書館本館再整備基本計画検討委員会設置要綱を次のとおり定める。

平成30年1月15日

多摩市教育委員会

教育長 清水 哲



多摩市立図書館本館再整備基本計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 多摩市立図書館本館再整備基本計画原案（以下「基本計画原案」という。）の策定に関し、必要な事項を検討するため、多摩市立図書館本館再整備基本計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本計画原案の策定に関すること。
- (2) その他基本計画原案の策定に関し必要と認める事項

(構成)

第3条 検討委員会は、委員11人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、多摩市教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者 3人
- (2) 多摩市図書館協議会委員 1人
- (3) 市民団体等から推薦 3人
- (4) 公募市民 2人以内
- (5) 多摩市くらしと文化部副参事 1人
- (6) 多摩市教育部図書館長 1人

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から平成30年9月30日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じ招集する。

- 2 検討委員会の会議は、委員長が主宰する。
- 3 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 委員長は、会議に際し、原則として要点録を作成する。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、会議に際し、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、図書館において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、公示の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年9月30日限り、その効力を失う。